

令和5年12月26日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会

会長 幸村 的 美



令和6年度豊田市国民健康保険税率等について（答申）

令和5年8月3日に、貴職から諮問を受けた標記のことについて、令和5年8月3日、11月24日及び12月14日の3回にわたり、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

令和 5 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

第 1 審議経過

当協議会は、令和 5 年 8 月 3 日に貴職から「令和 6 年度豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）等」について意見を求められた。

1 背景

国民健康保険事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「県納付金」という。）や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このことにより、市単独で運営していた時にも必要だった医療費の自然増分に加えて、県納付金の負担増分を確保する方法として、保険税率の見直し等を検討する必要が生じた。

また、納付金ベースでの保険税水準の県内統一（以下、「保険税水準の県内統一」という。）について愛知県を中心に議論が進められた結果、令和 11 年度までの間に段階的に統一する方針が示され、保険税率に影響を及ぼす新たな要素が加わった。

2 審議内容

（1）令和 6 年度県納付金の仮算定結果（令和 5 年 11 月 20 日）

令和 5 年度の県全体の保険給付費に財源不足が生じており、県の決算剰余金を県納付金の減算に活用することができないため、本市の県納付金総額は 109 億円余で、一人当たり金額では、令和 5 年度本算定と比べて 9,369 円の増加となった。保険税や国・県交付金など、県納付金の財源となる収入の見込み額を差し引くと、一人当たり 26,700 円（総額 17.1 億円）の不足額が生じる見込みである。この不足額に、保険税水準の県内統一による影響一人当たり 6,300 円を加えると、一人当たり 33,000 円（総額 21.1 億円）となり、これを引上げ必要額として協議を始めた。

（2）引上げ必要額への対応

引上げ必要額 21.1 億円への対応として、「保険税率」、「豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

なお、令和 6 年 1 月中旬以降に県納付金の確定額である本算定結果が公表される予定であるが、当初予算編成に間に合わせるため、仮算定結果により協議した。

（3）審議の中で確認及び協議した事項

- ア 県納付金の算定方法及び県の決算剰余金の活用ができないことについて確認した。
- イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。
- ウ 本市の令和 5 年度保険税率は、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。
- エ 保険税率を検討する上での論点について確認した。

- オ 引上げ必要額の確保の方法として、保険税率改定案㊿（引上げ必要額の 4 分の 1 を引上げ）及び保険税率改定案㊾（引上げ必要額の 6 分の 1 を引上げ）、現行税率、市町村標準保険税率それぞれの一人当たり保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保険税額のシミュレーションを比較し、協議した。
- カ 県納付金の本算定結果提示後における再協議の考え方について協議した。
- キ その他保険税率改定以外の取組等について協議した。

第 2 答申内容

1 令和 6 年度保険税率について

次のとおりとすることが適当である。

(1) 保険税率

- ア 引上げ必要額 21.1 億円の 6 分の 1 の額を保険税で賄う。
- イ 本来目指すべき市町村標準保険税率との乖離が大きい医療分の所得割、後期高齢者支援金分の所得割及び均等割、介護納付金分の均等割を以下のとおり改定し、一人当たり平均の年税額を約 5,500 円 (5.3%) 引き上げる。

	所得割	均等割	平等割
医療分	6.15% (+0.30%)	26,100 円	22,000 円
後期分	2.17% (+0.27%)	11,000 円 (+2,000 円)	6,500 円
介護分	1.84%	10,500 円 (+1,100 円)	5,800 円
合計	10.16% (+0.57%)	47,600 円 (+3,100 円)	34,300 円

※()内は令和 5 年度の保険税率との差

(2) この案とする理由

- ア 社会経済情勢の影響により、被保険者の家計の負担増が懸念されるが、中長期的な負担の平準化を図るため、必要な保険税率の引上げを実施する。
- イ 引上げにあたっては、低所得者に配慮するとともに、県が提示する応能・応益割合のバランスを考慮する。

本市独自の激変緩和措置期間の考え方

令和元年度から令和 4 年度の答申を踏まえ、平成 30 年度からの都道府県単位化の影響分について、単年度での急激な引上げを避けるために、基金等を活用した市独自の激変緩和措置の実施により、段階的な引上げを進めてきた。

今般の保険税水準の県内統一により新たに生じる制度改正の影響については、本市独自の激変緩和の対象として、当初の予定（令和 9 年度まで）を 2 年延長し、令和 11 年度までの 6 年間程度をかけて段階的に引き上げる。

2 令和6年度以降の基金の考え方

次のとおりとすることが適当である。

(1) 基金の活用

- ア 保険税の急激な上昇の緩和（本来集めるべき保険税水準に達するまでの間）
- イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整
- ウ 県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化
- エ 災害等想定外の事象等による収収等の見込み違いへの対応

(2) 基金の積立

現在の基金残高では、市独自の激変緩和措置等に対応できないため、一般会計から積立を実施する。基金規模については、基金の活用ができるだけの額を確保することを基本とし、具体的な方法及び金額は、本市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう積立額を精査する必要がある。

3 令和6年度以降の一般会計からの法定外繰入基準

原則、市の施策による次のものとすることが適当である。

- ア 福祉医療波及分
- イ 市条例による保険税減免分
- ウ 基金積立分

第3 その他付帯意見

次の4点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改定に頼るだけでなく、以下のとおり、保険者としてより一層の経営努力が必要である。
 - ・ 保険税の滞納削減に向けた取組などによる歳入確保
 - ・ レセプト点検等による医療費適正化や予防・健康づくりによる適正な歳出抑制
- 2 都道府県単位化により市町村の裁量に制限があるが、本市在住のメリットを実感できるよう、施策・運用の工夫を続けることが必要である。
- 3 不確定要素が多く、毎年度引上げ必要額が変動するため、本市独自の激変緩和措置を講じる期間においては、県納付金の算定結果等を踏まえたうえで、毎年度保険税率の見直しを行うことが必要である。
- 4 国・県に対し、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求めることが必要である。

大日本郵政省の発行である
この冊子は、郵便物の送付に
関係する事項について、

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。
この冊子は、郵便物の送付に
関係する事項について、

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。
この冊子は、郵便物の送付に
関係する事項について、

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。
この冊子は、郵便物の送付に
関係する事項について、

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

郵便物の送付に際して、送付人
の注意を喚起するものである。

